

情報 ワイド版

国や県の機
関、団体か
らのお知らせを掲載し
ています。

「静岡県最低賃金」 改正のお知らせ

県内の事業場で働く（パート・アルバイトなど含む）すべての労働者に適用される「静岡県最低賃金」が改正され、平成 28 年 10 月 5 日(水)から、時間額 807 円となりました。※特定の産業には産業別最低賃金が定められています。

問合せ 静岡労働局労働基準部賃金室 (☎ 054 - 254 - 6315)

県総合健康センター ワンコインレッスン

10 月からフィットネス教室（卓球レベルアップを除く）にワンコインで参加できるようになりました。教室の内容、時間などは県総合健康センターのホームページをご覧ください。

ところ 県総合健康センター（谷田）
費用 1 回 500 円※申し込み不要、当日 30 分前から受け付け

「情報ワイド版」は、国や県の機関、団体からのお知らせを掲載しています。

内容 シェイプボール、エアロビクス、ヨガ、サーキットボクシング、高齢者筋トレなど

問合せ 県総合健康センター (☎ 973 - 7000)

県立三島南高等学校 1 日オープンスクール

とき 11 月 12 日(土)①午前 8 時 45 分～午後 0 時 15 分②午後 1 時 25 分～4 時（部活動見学は午後 3 時 20 分から）

ところ 県立三島南高等学校（大場）
内容 ①すべての授業公開②授業公開と部活動見学

※申し込み不要。公共交通機関を利用してください。

問合せ 県立三島南高等学校 (☎ 977 - 8333)

沼津視覚特別支援学校 保健医療科生徒募集

学科 保健医療科（3 年課程、あんま・マッサージ・指圧師の国家試験受験資格取得を目指す）

対象 中途視覚障がい者、将来視力低下を生ずるおそれのある人（年齢制限なし）※入学金、授業料不要。所得に応じて補助制

度有り。詳しくは、問い合わせ先へ。（視覚障がいに関する相談も受け付けています。）

問合せ 沼津視覚特別支援学校松本さん・柏木さん (☎ 921 - 2099)

三嶋曆師の館 秋の無料イベント

①いけ花展

とき 11 月 12 日(土)・13 日(日)

内容 館内でいけ花を展示

時間 午前 10 時～午後 4 時（13 日は午後 3 時まで）

②カレンダー展

とき 11 月 25 日(金)～12 月 25 日(日)

時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（最終日は午後 1 時まで）

問合せ 三嶋曆師の館 (☎ 976 - 3088、月曜日休館、駐車場なし)

世界の高校生を 家庭に迎えてみませんか

ホストファミリーになり、家族の一員として留学生を受け入れてみませんか。※3～10 カ月間の食事と生活スペースの提供

申込み・問合せ (公社) AFS 日本協会富士山支部、栗原さん (☎ 981 - 6450)

三島市
裾野市
長泉町

富士山南東消防本部からのお知らせ

Mt. Fuji Southeast
Fire Dept.

～火の元の確認をお忘れなく～

秋の全国火災予防運動 11 月 9 日(水)～15 日(火)

平成 28 年度市内火災発生件数 8 件※8 月 31 日現在

【火災種別】

建物火災 6 件（うち住宅 5 件）※住宅用火災警報器設置済み 1 件

その他の火災 2 件



●住宅火災の主な原因 「たばこ」と「コンロ」が主な原因です。点火したコンロから離れない、寝たばこは絶対にしないようにしましょう。

●住宅用火災警報器を設置してください 未設置世帯では、火災の発見が遅れ、死者が発生しています。

問合せ 富士山南東消防本部予防課 (☎ 972 - 5802)

11～12月は県下一斉の滞納整理強化月間です

市税の納め忘れはありませんか？

住宅ローンなどは 納税できない理由になりません

法律により、税金はすべての債務（借金など）に優先すると定められています。（地方税法第14条）

「住宅や車のローンがあるから」「カードローンがあるから」は、納税できない理由として認められません。

滞納した場合には延滞金が発生します

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金を加算して納付することになります。

延滞金の割合は、年9.1%（平成28年の場合）です。

差し押さえなど 滞納処分の対象になります

税金を納期限までに納めなかった人には、まず督促状を送付します。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合には、法律に従い、差し押さえの対象になります。

※納付できるにも関わらず納付しない悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえなどを行います。

預金、生命保険、給与、不動産、 自動車などが差し押さえの対象です

滞納者が所有している財産を調査します。調査や差し押さえの内容によっては、滞納者の社会的信用の失墜やクレジットカードの利用制限などにより仕事に支障が生じることも考えられます。（財産調査と差し押さえには、滞納者の承諾を必要としません。）

納税できない特別な事情がある人は 早めに納税相談にお越しください

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な人や、滞納税が一括で納付できない人は、そのまま放置せず、必ず収税課にご相談ください。

とき ▶平日：午前8時30分～午後5時15分▶第2・第4金曜日（祝日の場合は前日、12月は第2・第3金曜日）：午後5時15分～7時30分▶第4日曜日（12月は第3日曜日）：午前9時～正午

ところ 市役所西館1階収税課

市税などの納付には口座振替が便利です

納期ごとに金融機関へ納付に行くことが困難な人は、口座振替をおすすめします。

※振替用紙は、市内各金融機関・郵便局・市役所に備え付けてあります。

問合せ 収税課（☎983-2629）

税に関するポスター・習字展

市内の小学6年生の入選作品を展示します。

とき 11月14日(月)～18日(金)午前8時30分～午後5時15分

ところ 市役所本館玄関ホール

納期限のお知らせ

●納期限 10月31日(月) 後期高齢者医療保険料（第3期）

●納期限 11月7日(月) 国民健康保険税（第4期）、介護保険料（第4期）

問合せ ▶後期高齢者医療保険料全般→保険年金課（☎983-2710）▶国民健康保険税の課税内容→市民税課（☎983-2626）、納付→収税課（☎983-2629）▶介護保険料全般→長寿介護課（☎983-2607）